

静岡市道路位置指定基準

平成15年4月1日

告示 第 24 号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づいて位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）等について必要な基準を定めるものとする。

(配置計画等)

第2条 指定道路は、土地利用、交通等の現況等を十分考慮して配置しなければならない。

2 開発区域内の宅地面積は、原則として、1区画100平方メートル以上とする。ただし、静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号。以下「施行細則」という。）第27条各号に規定する敷地については、80平方メートル以上とすることができる。

(指定道路の地目等)

第3条 指定道路の土地は、当該用途に供する土地の範囲を明確にするために分筆するとともに当該土地の地目を公衆用道路とするものとする。

(取付道路)

第4条 指定道路は、法第42条第1項各号に規定する幅員4メートル以上の道路に接続しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第42条第2項に規定する幅員4メートル未満の道（以下「2項道路」という。）に接続する場合で、道路としてみなされた後退部分を分筆し、公衆用道路に地目変更したときは、この限りでない。

(指定道路の幅員)

第5条 指定道路の幅員は、道路として人や自動車の通行の用に有効に供することができる部分を確保されなければならない。

2 指定道路の幅員は、4メートル以上確保されなければならない。

3 U型側溝で覆蓋のないもの及び日本工業規格 JIS-A5345道路用鉄筋コンクリート側溝（2種）相当の性能を有しないものは、指定道路の幅員に含まないものとする。

4 指定道路の幅員は、原則として、同一とする。

(指定道路の延長)

第6条 指定道路の延長は、指定道路の中心点を結んだ線の長さをいい、幅員が4メートル未

満の部分は含まれない。

2 指定道路が次の各号のいずれかに該当する河川等を横断するときは、この横断部分の延長を指定道路の延長に含めない。

(1) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条に規定する河川及び同法第 100 条に規定する準用河川

(2) 静岡市法定外公共物管理条例（平成15年静岡市条例第252号）第 2 条に規定する普通河川

(3) 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条に規定する公共用財産のうち水路敷、堤敷等

（転回広場）

第 7 条 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハに規定する転回広場の位置及び形状は、別記第 1 図に示すところによるもの又はこれらを包含し、かつ、有効に機能すると認められるものでなければならない。

2 第 4 条に規定する取付道路が幅員 6 メートル未満の袋路状道路の場合にあっては、当該袋路状道路が他の法第 42 条に規定する道路に接続するまでの部分の延長を指定道路の延長に加算し、前項に規定する転回広場を設けなければならない。

3 前条第 2 項に規定する河川等を指定道路が横断するときは、この横断部分の延長を指定道路の延長に加算し、第 1 項に規定する転回広場を設けなければならない。

4 袋路状道路ではないもの又は幅員が 5 メートル以上の袋路状道路に接続する幅員が 5 メートル以上 6 メートル未満の指定道路で、中間に転回広場の設置が必要な場合において、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行に安全上支障がないと認めたときは、その転回広場の数を 1 つ減ずることができる。

（隅切り等）

第 8 条 既存の建築物により、政令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する隅切りを両側に設けることが著しく困難であり、特定行政庁がやむを得ないと認めたときは、次に掲げる隅切りとすることができる。

(1) 片側隅切り 別記第 2 図に示すところによる隅切り

(2) 変則隅切り 別記第 3 図に示すところによる隅切り

2 指定道路と他の道路若しくは 2 項道路若しくは指定道路相互が交差若しくは接続又は指定道路の屈曲により生じる内角が 60 度未満のときは、原則として、底辺の長さが 3 メートル以上の二等辺三角形となる別記第 4 図に示す隅切りを設けなければならない。

- 3 指定道路と取付道路との接続部分に歩道があり、車道と歩道とに段差又は縁石ブロック等があるときは、歩道の切下げ等適切な措置を講じなければならない。

(勾配)

第9条 指定道路の横断勾配は、原則として、2パーセントとする。

- 2 指定道路の縦断勾配は、原則として、9パーセント以下とする。
- 3 指定道路と他の道路若しくは2項道路又は指定道路相互が交差又は接続することにより生じる別記第5図に示す取合部分の指定道路の延長6メートルの縦断勾配は、2.5パーセント以下とする。
- 4 前2項に規定する縦断勾配とすることができない場合には、特定行政庁と協議するものとする。

(舗装)

第10条 指定道路の路面は、アスファルト舗装、コンクリート舗装、インターロッキングブロック舗装その他これらに類する舗装とするものとする。ただし、指定道路の延長が35メートル以下で砂利敷き等ぬかるみとならない構造のときは、この限りでない。

- 2 指定道路の縦断勾配がやむを得ず9パーセントを超える部分には、すべり止め舗装等、通行上安全な措置を講じなければならない。

(道路の位置の表示及び排水施設)

第11条 指定道路の位置の指定又はその位置の変更をしようとするときは、施行細則第20条の規定により、側溝、街渠その他の永久構造物により道路の位置を表示しなければならない。

- 2 指定道路の側溝は、両側に設けることを原則とし、開発区域内の下水及び雨水を有効かつ適切に排水できるように設置するとともに、流末は、公共排水路等に接続するものとする。
- 3 側溝等は、コンクリート製とし、2次製品を使用したときは、仕様書等を提出するものとする。
- 4 U形側溝には20メートル以内ごとにグレーチング蓋を設置し、L形側溝には20メートル以内ごとに集水柵を設置するものとする。
- 5 指定道路内に設置するグレーチング蓋は、内蓋式とし、T-14（道路構造令（昭和45年政令第320号）、T荷重）以上の強度を有するものとする。

(維持管理等)

第12条 指定道路の所有者又は管理者は、指定道路の維持管理に努めなければならない。

- 2 指定道路が水路、がけ等により通行上危険を伴うおそれのある箇所又は落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所には、ガードレール、柵又は擁壁等の適切な防

護施設をもうけなければならない。

- 3 前項の防護施設に係る土地は、指定道路の範囲に含むことができる。
- 4 開発区域内に取付道路以外の法第 42 条第 2 項に規定する道の後退部分があるときは、その後退部分を分筆し、地目を公衆用道路にするよう努めなければならない。

(権利者の承諾等)

第13条 道路の位置の指定を受けようとする者は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする。

- (1) 指定道路となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者（以下「土地の権利者」という。）
 - (2) 既指定道路の土地の所有者（既指定道路に指定道路を接続するときに限る。）
 - (3) 第 4 条第 2 項の規定に該当する後退部分の土地の権利者（該当する土地があるときに限る。）
 - (4) 開発区域内の指定道路以外の土地に設ける水路部分の土地の権利者（該当する土地があるときに限る。）
- 2 前項第 4 号の規定に該当する場合には、原則として、その土地を分筆し、地目を用悪水路に変更するものとする。
- 3 道路の位置の指定を変更しようとする者は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする。
- (1) 変更しようとする既指定道路の土地の権利者
 - (2) 指定道路を延長し、又は幅員を広げるときにおいて次に掲げる者
 - ア 指定道路を延長する部分の土地の権利者
 - イ 指定道路の幅員を広げる部分の土地の権利者
 - (3) 既指定道路の土地の所有者（既指定道路に指定道路を接続するときに限る。）
 - (4) 開発区域内の指定道路以外の土地に設ける水路部分の土地の権利者（該当する土地があるときに限る。）
 - (5) 開発区域内の指定道路以外の土地に設ける水路部分の土地の権利者（該当する土地があるときに限る。）
 - (6) 指定道路の一部を廃止するときにおいて次に掲げる者（廃止する指定道路の部分に接する土地が、法第 43 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定に基づく条例の規定に抵触しないときは、廃止する指定道路の部分に接する土地の権利者及びこの接する土地にある建築物の所有者の承諾は不要とする。）
 - ア 廃止する指定道路の部分に接する土地の権利者

イ 廃止する指定道路の部分に接する土地にある建築物の所有者

4 前項第5号の規定に該当する場合には、原則として、その土地を分筆し、地目を用悪水路に変更するものとする

5 道路の位置の指定を廃止しようとする者は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする（廃止する指定道路に接する土地が法第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に抵触しないときは、廃止する指定道路に接する土地の権利者及びこの接する土地にある建築物の所有者の承諾は不要とする。）。

(1) 廃止する指定道路の土地の権利者

(2) 廃止する指定道路に接する土地の所有者

(3) 廃止する指定道路に接する土地にある建築物の所有者

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

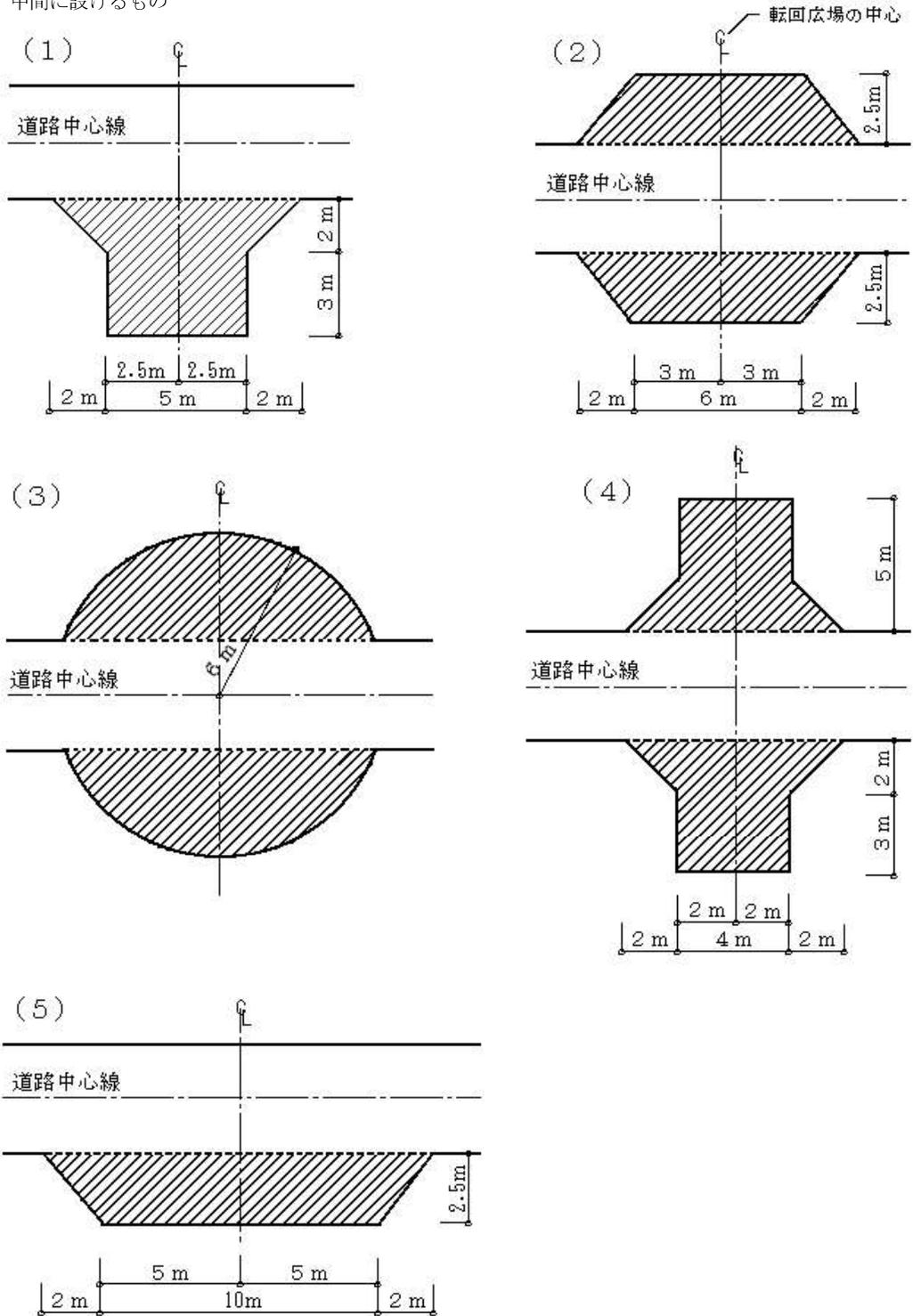
附 則

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

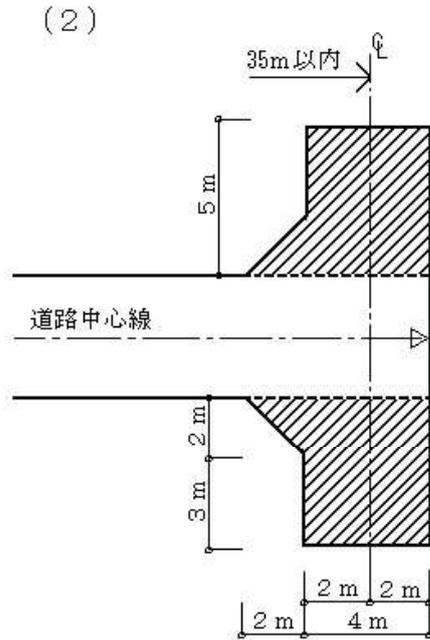
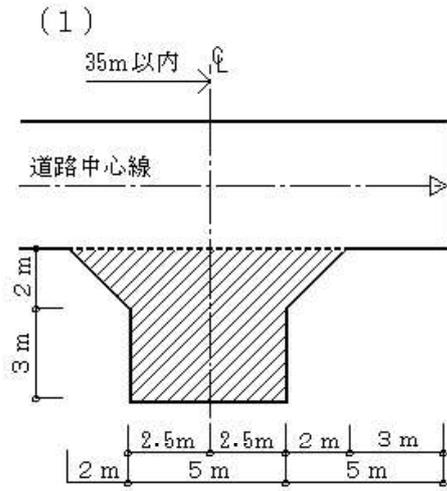
別記第1図 (第7条関係)

転回広場の形状図

1 中間に設けるもの



2 終端に設けるもの



(注) この転回広場を終端に設置する場合において、延長が 42.5m 以内ならば中間の転回広場は設置しなくてもよい (中間と終端とが重複するため)。

